京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針

（目的）

第１条　本方針は、温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約を推進するため、本市の全ての所属及び本市が設立した地方独立行政法人（以下「本市等」という。）が行う電力調達契約の締結に際し、必要な事項を定める。

（環境に配慮した電力調達契約）

第２条　「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市等が行う電力調達契約において、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条第１項第３号に定める小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について環境評価項目その他の基準により評価を行い、契約の相手方の選定又は資格の判定を行うものをいう。

（対象組織）

第３条　本方針は、本市等が電力を調達する際に適用する。

（総合評価落札方式による電力調達契約）

第４条　本市等が競争入札により電力を調達する場合は、原則として総合評価落札方式によるものとする。ただし、契約の性質若しくは目的により総合評価落札方式によることが適当でない場合又は他の規程の定めにより同方式によることができない場合は、この限りでない。

２　総合評価落札方式による評価項目及び評価方法は、第６条に定める環境評価項目を踏まえ契約案件ごとに定める落札者決定基準による。

（総合評価落札方式以外の方法による電力調達契約）

第５条　本市等が総合評価落札方式以外の方法により電力を調達する場合は、第６条に定める環境評価項目を基準として評価を行い、別紙「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たす小売電気事業者から調達するものとする。ただし、当該評価基準を満たす小売電気事業者からの調達が困難である場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。

２　再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第２条第３項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）を利用して得ることができるエネルギーをいう。）比率 100％電気（京都市地球温暖化対策条例施行規則第４条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気が100％であるものをいう。）を供給する小売電気事業者については、前項の基準を満たすものとみなす。

（環境評価項目）

第６条　前条第１項の環境評価項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の開示状況

⑵　電気供給状況

①　1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（事業者全体））

②　未利用エネルギーの活用状況

③　再生可能エネルギーの導入状況

④　需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

（評価）

第７条　第５条に規定する方法による電力調達契約の相手方となることを希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別紙「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定し、その評価点等を「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」（様式）に記載し、環境政策局地球温暖化対策室に提出するものとする。ただし、第５条第２項に規定する事業者については、この限りでない。

２　環境政策局地球温暖化対策室の電力調達契約を担当する課長（以下「課長」という。）は、小売電気事業者から提出された「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」（様式）の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

（判定結果の通知及び周知）

第８条　課長は、前条第２項の規定に基づく判定結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて電力調達契約の担当課等の長へ通知するものとする。

２　課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別紙「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たす小売電気事業者及びその評価点をホームページ等で周知するものとする。

（資格の確認）

第９条　電力調達契約の担当課等の長は、第５条に規定する方法による調達を行う場合において、課長からの通知又はホームページ等により各小売電気事業者の評価点を確認するものとする。

（方針改定）

第１０条　小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね１年に一度、改定することとする。

（判定結果の有効期間）

第１１条　第７条第２項の規定に基づく判定結果は、前条の規定により方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

（外郭団体及び公の施設の指定管理者における取扱い）
第１２条　本市の外郭団体及び公の施設の指定管理者に対しては、本方針に準じた取扱いに努めるよう求めることとする。

（事務処理）
第１３条　本方針に係る事務処理等は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。

附則
この方針は、平成２０年１１月２８日から施行する。
この方針は、平成２１年１１月２４日から施行する。
この方針は、平成２２年１１月１８日から施行する。
この方針は、平成２３年１１月１７日から施行する。
この方針は、平成２４年１１月１９日から施行する。
この方針は、平成２５年１１月１９日から施行する。
この方針は、平成２６年１１月１１日から施行する。
この方針は、平成２７年１０月１６日から施行する。
この方針は、平成２８年８月３日から施行する。
この方針は、平成２９年１１月１５日から施行する。
この方針は、平成３０年１１月１４日から施行する。
この方針は、令和元年１１月８日から施行する。
この方針は、令和２年１１月２７日から施行する。
この方針は、令和３年１０月１９日から施行する。
この方針は、令和４年１１月１５日から施行する。
この方針は、令和５年９月１３日から施行する。
この方針は、令和６年８月２７日から施行する。
この方針は、令和７年７月２９日から施行する。
この方針は、令和８年７月１７日から施行する。
この方針は、令和８年１０月５日から施行する。ただし、本改定の施行の日前に行われた第７条第２項の規定に基づく判定結果は、改正後の第１１条の規定にかかわらず、なお有効とする。

別紙（第５条関係）

京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数を開示（※1）しており、かつ下表の環境評価項目の得点の合計が 70 点以上であること。

環境評価項目	区分	配点
⑴　1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（事業者全体））（kg-CO2/kWh）（※2）	0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.520 以上	35
	0.520 以上	0
⑵　未利用エネルギーの活用状況（※3）	1.350%以上	15
	0.675%以上 1.350%未満	10
	0.0%　超　0.675%未満	5
	活用していない	0
⑶　再生可能エネルギーの導入状況（※4）	25.00%以上	30
	20.00%以上 25.00%未満	25
	15.00%以上 20.00%未満	20
	10.00%以上 15.00%未満	15
	5.00%以上 10.00%未満	10
	0.00%　超　5.00%未満	5
	導入していない	0
⑷　加点の対象となる取組（※5）	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1　電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、「電力の小売営業に関する指針（経済産業省、最新版を参照）」に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日から 1 年間に限って開示予定時期（事業開始日から 1 年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したとみなす。

※2　1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（事業者全体））は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が環境省の HP（https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html）において、令和８年度提出用として公表している数値を用いることとする。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、上記 HP において調整後排出係数（事業者全体）が公表されていない者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数（事業者全体）を用いることができるものとする。

※3(1)　未利用エネルギーの活用状況とは、次の方法により算出した数値をいい、二酸化炭素排出係数の算定と同じ年度の実績により評価することとする。

①未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を、②供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算出方式）未利用エネルギーの活用状況（%）＝①÷②×100

※3(2)　未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①　工場等の廃熱又は排圧

②　廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③　高炉ガス又は副生ガス

※3(3)　未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①　未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②　未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※4(1)　再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

※4(2)　再生可能エネルギーの導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を、⑥に示した供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

（算出方式）再生可能エネルギーの導入状況（%）＝（①＋②＋③＋④＋⑤）÷⑥×100

①　自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））

②　グリーンエネルギーCO_2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO_2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

③　J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

④　非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑤　非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるト

ラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）

⑥　前年度の供給電力量（需要端）（kWh）

※5　加点の対象となる取組とは、需要家の省エネルギーの促進、電力ひっ迫時における使用量抑制等に資する「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの取組」及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」のことをいい、具体的には、次の①～④に掲げるいずれかを実施している場合に加点する。

①　需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組を有している。

②　需給ひっ迫時において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施している。

③　京都府下において、地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定している。

④　京都府下の発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定している。

様式（第５条関係）

京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

商号又は名称		
代表者職・氏名		
所在地		
問い合わせ先（部署）		
担当者名		電話番号　　－　　－
電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づく小売電気事業の登録番号		

1　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の開示状況

開示方法	開示予定時期	提出資料
①ホームページ　②パンフレット　③チラシ ④その他（　　）		開示方法が確認できる資料

2　電気供給状況

環境評価項目	数値等	得点	提出資料
⑴　令和　　年度の 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 （調整後排出係数（事業者全体））	kg-CO_2/kWh		
⑵　令和　　年度の未利用エネルギーの活用状況	％		算出根拠となる資料
⑶　令和　　年度の再生可能エネルギーの導入状況	％		算出根拠となる資料
⑷　加点の対象となる取組	取り組んでいる ・ 取り組んでいない		取組状況が確認できる資料

合計得点	点

京都市環境政策局地球温暖化対策室　あて

上記報告内容は事実と相違ないことを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

代表者職・氏名